

令和2年8月14日
気仙沼信用金庫

預金取引（払戻し・解約）時の当庫の対応について（お知らせ）

金融庁は、2018年2月に金融機関等における実効的なマネー・ローンダリング/テロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しています。

これに基づき当庫では、預金規定を改正し、お客様のお取引内容、状況等に応じて、追加での確認等の対応をさせていただくことをホームページ等でお知らせしています。

当庫では、令和2年9月14日（月）より、個人のお客さまが窓口で標記のお取引をする場合、下記によりご来店いただいた方の本人確認等の対応をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 対象となる取引および取引金額

（1）対象となる取引

- ① 普通預金の払戻しおよび解約 ② 定期性預金の解約

（2）取引金額

1 取引の取引額が200万円以上（注1・注2）

（注1）預金口座名義人（本人）が来店し取引する場合、現金取引のみを対象とします。

（注2）一度に複数回に分けて取引する場合、その合計額が200万円以上となる場合も含まれます。

2. ご来店者の本人確認等について

（1）預金口座名義人（本人）であることを公的書類等により確認し、目的（お使いみち）を確認させていただきます。

（2）預金口座名義人（本人）が、ご家族等に上記1.の取引を依頼する場合で、委任状の提出がない場合、預金口座名義人（本人）に当該取引をご来店者へ依頼したことを架電等により、確認させていただきます。

また、公的書類等により、ご来店者の本人確認と預金口座名義人との関係を確認（聞き取り）させていただきます。

なお、預金口座名義人（本人）に確認等できない場合、お取引を留保させていただく場合があります。

以上

※ご不明な点等ございましたら、お取引店または業務部（電話 0226-22-6812）までお問い合わせください。